資料③

黒部市
CITY OF KUROBE

Press　Release

黒部市 発表
令和７年８月 21 日（木）

報道関係者　各位

【照会先】
黒部市福祉課
福祉課長　　越　雄一
福祉課係長　廣木　繁富
電話　０７６５（５４）２５０２

黒部市高齢者補聴器購入費用助成事業の運用変更

１　概要

黒部市高齢者補聴器購入費用助成事業をできるだけ多くの高齢者が利用し、補聴器装用の一層の促進と、補聴器装用による高齢者のコミュニケーション能力の向上及び積極的な社会参加の促進を図るため、条件を満たす場合に、医療機関での聴力検査と補聴器購入の順序を問わず助成を行うこととします。

２　変更内容

【従前】医療機関で聴力検査を受けた後に購入した補聴器を助成対象としていました。

【今後】助成条件を満たす場合には、医療機関での聴力検査と補聴器の購入の順序を問わず助成対象とします。

これまでは、聞こえに問題がある場合、補聴器の装用の判断の必要性の観点から、補聴器の購入前に医療機関で聴力検査を受けることを助成要件としていましたが、医療機関で聴力検査を受ける前に補聴器販売店を訪れて相談されるケースが見受けられるため、当該助成事業の利便性向上の観点から運用の変更を行ったものです。

なお、補聴器を購入したものの医療機関で聴力検査を受けない場合は、助成の対象とはなりません。

今後、当該助成事業の周知を行うに当たっては、従前どおり補聴器の購入前に医療機関で聴力検査を受けることを推奨していきます。

３　運用変更に伴う対応

助成制度を開始した令和６年度以降（令和６年４月１日から令和７年８月31日まで）に補聴器を購入したが、医療機関で聴力検査を受けていない方は、医療機関を受診され、助成要件に適合する場合、購入した年度の規定により助成を行うものとします。

【対　象　者】医療機関での聴力検査を受けず、店舗等にて補聴器を購入された方で、購入後に医療機関で聴力検査を受けた方

【対象補聴器】令和６年４月１日～令和７年８月31日までに購入した補聴器

【助　成　額】補聴器の購入費用の２分の１（片耳、両耳を問わない）

※1 人当たりの助成上限額は、下表のとおり

	R6.4.1～R7.3.31に購入	R7.4.1～R7.8.31 に購入
課税世帯	10,000 円	25,000 円
非課税世帯	30,000 円	50,000 円

【申請期限】令和６年度分及び令和７年度分ともに令和８年３月31日（火）まで

※申請期限を超えての遡及申請受付は行いません。

【備　　考】・一定の聴力レベルであることや補聴器が管理医療機器認証を取得したものであること等の要件を満たしていること。
また、申請時には、補聴器購入に係る領収書や医師意見書等を揃えて提出すること。

・令和８年４月１日以降は、補聴器購入年度内の申請に限ります。

４　その他

【周知方法】市報や市ホームページへの掲載に加え、近隣補聴器販売店にも働きかけを行います。